

# 令和5年度水俣市税条例等の主な改正点について

## (個人住民税関係)

### 森林環境税の導入に伴う改正 [令和6年1月1日施行]

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）の施行に伴い、国税である森林環境税を市町村において個人住民税均等割と併せて一人年額1,000円を賦課徴収する。

## (軽自動車税関係)

### 1 環境性能割の税率区分の見直し [①令和6年1月1日施行、②令和7年4月1日施行]

- ・新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、異例の措置として、現行の税率区分を令和5年12月末まで据え置く。
- ・2035年電動車100%（乗用車新車販売）とする政府目標と整合させ、電動車の一層の普及促進を図る観点から、各税率区分における燃費基準達成度を3年間で段階的に引き上げる。

※令和5年4月～令和5年12月末： 現行の税率区分を据置き  
 令和6年1月～令和7年3月末： 1段階目の引上げ (①)  
 令和7年4月～： 2段階目の引上げ (②) } 具体的な税率区分は以下のとおり

(注) 次の税率区分の見直しは3年後（令和8年度）とする。

[現行] (令和3、4年度)		[改正] (令和5～7年度) ※令和5年12月末まで現行区分を据え置き	
税率	対象者	税率	対象者 (令和6年1月～) (令和7年4月～)
非課税	電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車	非課税	電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車
	2030年度燃費基準 75%達成～		2030年度燃費基準 80%達成～
1%	60%達成～	1%	70%達成～
2%	上記以外又は 2020年度燃費基準未達成	2%	上記以外又は 2020年度燃費基準未達成

### 2 グリーン化特例の延長 [令和5年4月1日施行]

電気自動車等を取得した場合における現行の軽課措置（翌年度の種別割▲75%軽減）等について、適用期限を3年延長する。

## (固定資産税関係)

### 1 固定資産税に係る質問検査権の対象の明確化〔令和6年4月1日施行〕

固定資産税に係る質問検査権について、家屋の評価に必要な図面等を、納税義務者に加え、当該家屋の施工業者等からも入手することができることを法令上明確化する。

### 2 固定資産税の負担軽減措置〔令和5年4月1日施行〕

中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する機械・装置等の償却資産の導入に係る特例措置を創設

対象資産	特例率	適用期間
中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計画に基づき取得した生産性向上に資する一定の機械・装置等	1 / 2 (最初の3年度分) ※賃上げ目標を盛り込んだ先端設備等導入計画に基づく設備投資の場合 1 / 3 (最初の5年度分)	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで (2年間)

### 3 償却資産等に関する改正 (「わがまち特例」)〔令和5年4月1日施行〕

新たに法附則第15条において、条例により市町村が定める課税標準の特例である「わがまち特例」が追加されたため、本市の特例率を定めた。(法附則第15条の9の3第1項に規定されている固定資産税の課税標準の特例割合を3分の1とする)。

追加

該当項	対象資産	本市特例率	地方税法の規定と特例率・適用期間
第23項	大規模の修繕等が行われたマンション	1 / 3	法附則第15条の9の3第1項 1 / 3を参酌して 1 / 6以上 1 / 2以下 (2年)